

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 4 月 27 日

木 曜 日

号 外

目 次

監査委員公告

○行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

1

公 告

行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について

平成28年 3 月 30 日付けで公表した行政監査の結果に基づき講じた措置について、富山県知事及び富山県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年 4 月 27 日

富山県監査委員 菅 沢 裕 明
富山県監査委員 五十嵐 務
富山県監査委員 中山 喜 徳
富山県監査委員 上 田 信 雅

(通知文)

財 第 1 1 7 号

平成29年 3 月 22 日

富山県監査委員 宮 本 光 明 殿
富山県監査委員 武 田 慎 一 殿
富山県監査委員 中 山 喜 徳 殿
富山県監査委員 上 田 信 雅 殿

富山県知事 石 井 隆 一

行政監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年3月30日付け監委第79号で報告のありました行政監査の結果に基づき、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果（「法令に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について」）に基づき講じた措置

1 実施要綱等の整備について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>(1) 実施要綱等の定めをしていない事務については、実施要綱等を制定する必要があるか今一度検討されたい。（私学、動物、貸金業）</p>	<p>平成28年度に富山県私立学校指導検査実施要綱を制定した。（私学）</p> <p>他都道府県の状況等を確認し、実施要綱等策定の必要性を検討中である。（動物）</p> <p>金融庁の定めるマニュアルが実施要綱に相当するものと考えており、今後もこのマニュアルに基づいて検査を行ってまいりたい。（貸金業）</p>
<p>(2) 現行の実施要綱等やマニュアル、チェックリスト等により特に支障を生じていない場合においても、社会情勢の変化等に対応し、適宜、内容の見直しを図られたい。（全般）</p>	<p>これまででも、内容の見直しを図ってきたところであるが、今後とも、法令改正や社会情勢の変化等に対応し、適宜、必要な見直しを図ってまいりたい。（全般）</p>
<p>(3) 実施要綱又は検査マニュアル等が現行の法律の規定に対応していないものについては、速やかに現行法規の規定に則したものとするよう見直しを行われたい。（景表法、JAS法）</p>	<p>現行の法律の規定に対応するため、平成28年度に富山県不当景品類及び不当表示防止法事務処理要綱を改正した。（景表法）</p> <p>現行の法律の規定に対応するため、</p>

	平成28年度に立入検査マニュアルを改正した。(食品表示法(旧JAS法))
(4) 要綱等に定める選択方法では対象となる団体等の一部にしか検査が行き届かないものについては、必要に応じ検査対象事業者数の拡大等を検討されたい。(旅行業)	平成28年度から検査対象事業者数を現行の約2倍を目途に拡大した。

2 実施計画の策定等について

監査の意見	措置の内容(改善事項)
(1) 実施頻度の目標を設定しているものの具体的な実施計画を策定していない事務については、具体的な実施計画を策定することにより、検査をより確実かつ効率的に実施できないか検討されたい。(旅館業)	平成28年度に具体的な実施計画を一部策定したところであり、今後とも、検査をより確実かつ効率的に実施できるよう策定に努めてまいりたい。
(2) 実施計画を定めているが、計画に定める実施箇所数では平成25年度までの実施頻度を達成できない事務については、箇所数の増加を図るなど計画の見直しを図られたい。(私学)	平成28年度に制定した富山県私立学校指導検査実施要綱に「各学校法人について、概ね3年に1回の割合で実施」することを明記するとともに、平成28年度は45法人中15法人の指導検査を実施するなど、箇所数の増加を図った。
(3) 実施計画に掲げた箇所の一部について検査が実施されなかった事務については、実施計画に掲げたすべての箇所の検査等が実施できるよう、対応を検討されたい。(宅建業)	今後とも、他業務の繁閑を踏まえて検査時期を分散させる等、検査を計画的かつ確実に検査を実施できるよう対応してまいりたい。
(4) 平成26年度の実施数が前年度の実施数を大きく下回った事務については、実施部署への目標数の提示や年	<公安委員会から別途回答>

の途中での注意喚起などの対応がとれないか検討されたい。(古物)	
(5) 法令で年 1 回の検査を常例とする旨が定められ、運用上の実施頻度がこれを下回っている団体で事業の規模や状況から監督上の必要性が高いと認められるものについて、検査回数 ^の 拡充を検討されたい。(農協)	2 年に 1 回、全農協を検査し、検査後に常勤役員から指摘事項に対する改善状況のヒアリングを実施しているところであるが、今後とも、監督上の必要性が特に高いと認められるものについては、検査範囲・対象を限定した実地検査を実施することにより、検査回数を拡充してまいりたい。
(6) 業界全般の傾向として、法令遵守に対する取組みが必ずしも十分とは思われない分野においては、業界の指導的な立場にある事業者の協力を得るなどして、法令遵守レベルの向上を図れないか検討されたい。(建設業)	今後とも、下請業者を指導監督する立場にある特定建設業者に対し、優先的に立入検査を行い、業界全般の法令遵守レベルの向上に努めてまいりたい。

3 検査等の実施体制等について

監査の意見	措置の内容(改善事項)
(1) 今後とも、検査等の目的を達成するために必要な人員の確保と担当事務の適切な割振りについて配慮をお願いしたい。(全般)	今後とも、検査等の目的を達成するために関係機関に検査協力を求めるなど必要な人員を確保するとともに、必要に応じて担当事務の適切な割振りを随時見直すなど十分な配慮に努めてまいりたい。(全般)
(2) 検査員証について、法令等の様式で写真を貼付することとされているが写真のない検査員証を交付している事務については、写真のある検査員証とされたい。(貸金業)	平成28年度から写真を貼付した検査員証を交付している。

(3) 検査等に必要なる事務量が增大している事務については、専門知識のある者の支援を受けるなど人員体制の強化を検討されたい。(保育所)	必要な検査を効率的に実施できるよう、監査調査の精査や実施監査のマニュアルの見直しを行ったほか、公立幼保連携認定こども園に対する教育委員会の学校訪問に同席し、教育に関する知見の向上を図っている。
---	--

4 職員の研修等について

監査の意見	措置の内容 (改善事項)
(1) 今後とも、国等が主催する研修や担当者会議等への参加のほか、ベテラン職員が講師となった勉強会の開催など、検査等に従事する職員の資質向上に努められたい。(全般)	今後とも、研修の一環として関係機関が実施する立入検査に同行するほか、国等が主催する研修会や担当者会議等に参加するなど、引き続き検査等に従事する職員の資質向上に努めてまいりたい。(全般)
(2) 複式簿記の知識があることが望ましい事務で研修の機会が設けられていないものについては、所属として簿記研修の受講を推奨するなど、研修機会の確保に努められたい。(私学、生協、森林)	今後とも、国や関係機関等が主催する研修に積極的に参加するなど研修の機会を確保し、体制強化に努めてまいりたい。(私学、生協、森林)

5 検査等の実施内容について

監査の意見	措置の内容 (改善事項)
(1) 指摘基準を定めず、団体等の規模に合わせた指導内容としている事務については、小規模な団体においても役員等の意識が高まるよう、達成状況が確認できる具体的な指導内容とするよう工夫されたい。(土改)	今後とも、会計担当理事によるチェックを随時行うとともに、理事の会計業務に関する知識・能力を高めるために研修等に積極的に参加する等の措置を講ずるよう指導してまいりたい。

<p>(2) 団体等が行っている事業の全体について細部まで確認することが困難と見られる事務については、経営管理体制を重点的に検査するなど検査方法を検討されたい。(農協)</p>	<p>平成28年度から、規模が大きい農協等では、不祥事の発生防止体制や子会社の経営管理体制等について重点的に検査を実施している。</p>
<p>(3) 制度変更が行われ担当者の負担感が強くなっていると思われる事務については、着眼点を整理するなどして、事務負担の軽減を図れないか検討されたい。(障害者)</p>	<p>検査等で使用するチェックリストの内容を見直し、担当者がわかりやすいものにするなど、事務負担の軽減を図っている。</p>
<p>(4) 検査において、多数の事業者が指導を受けない一方で、少なからぬ事業者が指導を受けた事務については、引き続き改善指導に取り組み、指導を受ける事業者の減少に努められたい。(LPガス)</p>	<p>法令違反が認められた事業者に対しては、文書による改善指示のうえ、改善措置の実施状況を確認するとともに、立入検査の頻度を増やすなど、重点的に指導するほか、業界全体に対しては、講習会等において立入検査結果を周知するなど、法令遵守の徹底について注意喚起している。</p>

6 検査等の実施結果の取扱等について

監査の意見	措置の内容(改善事項)
<p>(1) 団体等への検査結果の通知が検査実施日の数箇月後となっている事務については、結果通知までの期間を短縮できないか検討されたい。(土改)</p>	<p>平成28年度から各団体の検査終了後速やかに結果通知している。</p>
<p>(2) 検査の結果、問題が見られなかった場合に所属長等への回覧を行っていない事務については、問題がない場合でも所属内で情報が共有できる方策を検討されたい。(動物)</p>	<p>平成27年度から検査の結果は全て所属内で回覧し、情報を共有することとしている。</p>

<p>(3) 検査等の改善報告を電子メールで受けた場合に、担当者限りで完結させていた事務については、改善報告に係る情報の所属内での共有化を図られたい。(旅行業)</p>	<p>平成27年度から検査の改善報告に係る情報については、書面により所属内での情報共有を図っている。</p>
<p>(4) 一定の頻度で検査を行っている事務については、指導事項のあった団体に限って翌年度も検査するなど、次回の検査までの期間を短縮できないか検討されたい。(農薬)</p>	<p>指導事項のあった団体に対しては、書面での注意喚起を実施するとともに、特に重要な案件に関しては、当年度または次年度に再度立入検査を行う等対応しているところであり、今後は、軽微な案件についても再検査するなど、対応してまいりたい。</p>
<p>(5) 検査結果について、事業者を対象とした講習会等での事例紹介や県ホームページによる公表等の取組みを行っていない事務においては、県ホームページを活用するなどして、事業者や県民に向けた適切な情報提供を図れないか検討されたい。(全般)</p>	<p>他事業者に周知すべき事項があれば、その概要について講習会等での周知や、関係団体を通じて情報提供に努めるほか、県ホームページや冊子にて公表するなど、今後とも事業者や県民に向けた適切な情報提供に努めてまいりたい。(全般)</p>

7 不適正事案等への対応について

監査の意見	措置の内容(改善事項)
<p>(1) 法令違反が疑われる場合にのみ立入検査等を行うこととしている事務にあっては、実際に違反事案が発生した場合の迅速かつ的確な対応について、日頃から検討及び準備に努められたい。(景表法、J A S 法)</p>	<p>法令違反が疑われる場合に迅速かつ的確に立入検査等が行えるよう対応しているところであるが、違反事案の発生時にも迅速かつ的確に対応するため、今後とも、国や他県における違反事案を情報収集し、対応の検討及び準備に努めてまいりたい。(景表法) 立入検査マニュアルについて、日頃よ</p>

	り熟知するよう努めている。(食品表示法(旧 J A S 法))
(2) 他県で重大な違反事案が発生した場合には、本県で類似事案が発生することのないよう、臨時検査の実施や実施要綱の見直しなど、引き続き、適切かつ速やかに対応していただきたい。(廃棄物)	他県において重大な違反事案が発生した場合には、臨時検査などを実施してきているところであるが、今後とも、適切かつ速やかに対応してまいりたい。

(通知文)

富 公 委 第 218 号

平成29年 4 月 17 日

富山県監査委員 菅 沢 裕 明 殿

富山県監査委員 五十嵐 務 殿

富山県監査委員 中 山 喜 徳 殿

富山県監査委員 上 田 信 雅 殿

富山県公安委員会委員長

扇 谷 一 郎

行政監査の結果に基づき講じた措置について (通知)

平成28年 3 月 30 日 付け 監委第79号で報告のありました行政監査の結果に基づき、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第12項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果 (「法令に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況につい

て」) に基づき講じた措置

1 実施要綱等の整備について

監査の意見	措置の内容 (改善事項)
(2) 現行の実施要綱等やマニュアル、チェックリスト等により特に支障を生じていない場合においても、社会情勢の変化等に対応し、適宜、内容の見直しを図られたい。(全般)	これまででも、内容の見直しを図ってきたところであるが、今後とも、法令改正や社会情勢の変化等に対応し、適宜、必要の見直しを図ってまいりたい。(全般)

2 実施計画の策定等について

監査の意見	措置の内容 (改善事項)
(4) 平成26年度の実施数が前年度の実施数を大きく下回った事務については、実施部署への目標数の提示や年の途中での注意喚起などの対応がとれないか検討されたい。(古物)	平成28年度から立入りの重点対象を見直し、実効性のある目標数を設定し、各署に対する巡回指導で注意喚起を促進するとともに、毎月、執務資料を发出し意識付けを図っており、引き続き立入り業務の積極的推進に努めてまいりたい。

3 検査等の実施体制等について

監査の意見	措置の内容 (改善事項)
(1) 今後とも、検査等の目的を達成するために必要な人員の確保と担当事務の適切な割振りについて配慮をお願いしたい。(全般)	今後とも、検査等の目的を達成するために所管する課・係だけでなく、関係する他係にも検査協力を求め、検査実施者の増員等、必要な人員を確保して他課・係と連携しながら適切な対応に努めてまいりたい。(全般)

4 職員の研修等について

監査の意見	措置の内容 (改善事項)
(1) 今後とも、国等が主催する研修や担当者会議等への参加のほか、ベテ	今後とも、人事異動後に、担当課長から立入り実施者に対する古物営業所

<p>ラン職員が講師となった勉強会の開催など、検査等に従事する職員の資質向上に努められたい。(全般)</p>	<p>の立入検査の目的や実施要領等に対する研修を実施するなど、引き続き検査等に従事する職員の資質向上に努めてまいりたい。(全般)</p>
--	--

6 検査等の実施結果の取扱等について

監査の意見	措置の内容(改善事項)
<p>(5) 検査結果について、事業者を対象とした講習会等での事例紹介や県ホームページによる公表等の取組みを行っていない事務においては、県ホームページを活用するなどして、事業者や県民に向けた適切な情報提供を図れないか検討されたい。 (全般)</p>	<p>本部が、毎月、各警察署から報告のあった古物営業所等の立入検査等の実施結果を取りまとめ、資料として警察署担当課に周知するなどし、課員等に意識付けを図るなど、能率的な実施に努めてまいりたい。(全般)</p>